

町税等の滞納に対する特別措置に関する見直し（案）

1 見直しに至る経過

平成18年に「町税等の滞納に対する特別措置に関する条例」を制定した背景には、市町村合併議論を経て、町では、自主自立の道を選択する中、自主財源確保の観点から、税の徵収強化・収納率向上を図り、また徴収に対する町民の信頼を確保することを目的に、納税を推進するための特別措置として制定したものである。

条例制定当時は、96%程度で推移していた収納率は、ここ近年は 99%を超える高い収納率を維持している。自治体における財政状況は厳しさを増す中、歳入の約 20%を占める町税は極めて重要な財源であり、誠実に納税している住民との公平性が求められる。

また、条例制定から19年が経過し、社会環境の変化等により、新規事業の行政サービスメニューが増えている状況であり、より住民にとっても迅速で遅滞ない対応が求められている。このようなことから、「行政サービスを受ける権利」と「納税の義務」のバランスの確保は継続しつつ、時代に即した運用とするための見直しを行おうとするものである。

2 見直しの要点

① 制限の対象とする行政サービスの再整理

府内全体において、町が行う契約行為、許認可、補助金等の行政サービス292項目について調査を実施した。このうち、憲法が保障する生存権や教育を受ける権利(義務教育、消防、災害、戸籍管理等)など住民生活に重大な影響を及ぼすもの、公共性が高い団体等へ支援しているもの、国・道からの委託事業等は行政サービス制限措置の対象から除外し、次に分類する行政サービスについて、特別措置を講ずることができるものとして整理した。

- (1)財産等の使用許可・貸付・売買に関すること
- (2)許認可に関すること
- (3)入札・契約等(入札・契約によらない物品購入等を含む)に関すること
- (4)補助金及び交付金、助成金等の交付に関すること
- (5)資金貸付・奨学金に関すること
- (6)利子補給事業に関すること
- (7)福祉サービス事業に関すること

～具体的な個別の行政サービスの例～

- ・結婚新生活支援事業補助に関すること。
- ・まちなかチャレンジ事業補助に関すること。
- ・新築住宅購入世帯新生活応援奨励に関すること。
- ・中古住宅購入世帯新生活応援奨励に関すること。
- ・敬老祝金の贈呈に関すること。
- ・企業誘致奨励に関すること。
- ・大学奨学金貸付に関すること。

- ・重度心身障害者医療費助成に関すること。
- ・ひとり親家庭等医療費助成に関すること

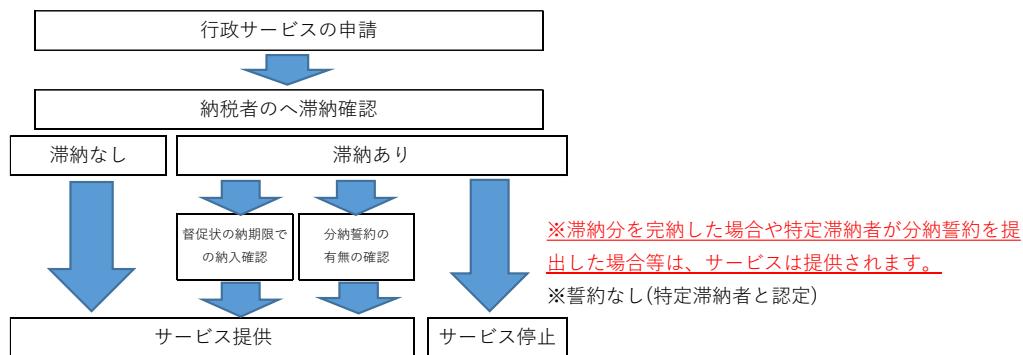
② 制度の効率的運用

ここ近年、社会環境の変化等により、新規事業の行政サービスメニューが増えている状況であり、それらに機動的に対応できるよう、対象とする行政サービス項目を規則の別表で整理することとし、毎年、事業の新規創設・廃止等により追加・削除をしていくものとする。

③ 特定滞納者に対する特別措置

福祉的観点で配慮を要すべきものとして整理する行政サービスについては、特定滞納者（納税意識が低く、納税誓約が守られない者等）に限定した対応とするものとし、分納誓約や納税相談に繋げる仕組みとする。

3 制限措置に係る事務手続きフロー



4 住民への周知

特別措置を講じる行政サービスについて、ホームページ等で住民に分かりやすく公表するとともに、行政サービスを申請する際、対象者に対し制度の目的及び内容についての周知を行う。また、議会に対しては、決算時において、制限対象行政サービス項目や運用状況について報告する体制とする。

5 スケジュール

令和8年1月	対象とする行政サービスの再整理・特定滞納者の区分の整理
令和8年1～2月	まちづくり意見募集（パブリックコメント）
令和8年3月	条例改正提案